

令和 3 年

上尾市教育委員会 2 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 8 号 上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員
会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第 9 号 上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チ
ーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續
等に関する規程を定める訓令の制定について ----- 4
- 議案第 10 号 令和 3 年度当初教職員人事異動に係る内申について ----- 1 2

【 白紙 】

議案第 8 号

上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(組織の特例)

第 2 条の 2 教育委員会は、臨時又は特別の事務を処理させるため、必要があると認めるときは、事務局に本部又はプロジェクト・チームを置くことができる。

2 前項の本部及びプロジェクト・チームの設置については、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

第 4 条第 1 項中「主任」の次に「、主任栄養士」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の主任栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健の指導及び事務のうち困難なものに当たる。

第 4 条の 2 第 1 項中「職として」の次に「、家庭教育支援員」を加え、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の家庭教育支援員は、上司の命を受け、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

(上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正)
第2条 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則(平成13年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(組織の特例)

第2条の2 教育委員会は、臨時又は特別の事務を処理させるため、必要があると認めるときは、前条の表の左欄に掲げる機関に本部又はプロジェクト・チームを置くことができる。

2 前項の本部及びプロジェクト・チームの設置については、上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)第2条の2第2項の規定の例による。

第4条第3項中「主任」を「前項の主任」に改め、同条第4項中「主事」を「第2項の主事」に改める。

第5条第3項中「教育心理専門員」を「前項の教育心理専門員」に改め、同条第4項中「スクールソーシャルワーカー」を「第2項のスクールソーシャルワーカー」に改め、同条第5項中「教育相談員」を「第2項の教育相談員」に改め、同条第6項中「学校適応指導教室指導員」を「第2項の学校適応指導教室指導員」に改め、同条第7項中「さわやか相談室相談員」を「第2項のさわやか相談室相談員」に改める。

第6条中「、必要に応じて」を削り、「栄養士を置き、その職務は、上司の命を受け、献立作成その他の栄養に関する業務に従事することとする」を「、必要に応じて、主任栄養士及び栄養士を置く」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の主任栄養士は、上司の命を受け、困難な献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。

3 第1項の栄養士は、上司の命を受け、献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

事務局及び教育機関に本部又はプロジェクト・チームを設置する規定の整備並びに事務局及び教育機関の組織に置く職及びその職務の整理を行いたいので、この案を提出する。

議案第 9 号

上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續等に関する規程を定める訓令の制定について

上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續等に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續等に関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 上尾市教育委員会事務局組織規則の規定により特例的に置かれる組織

第 1 節 本部（第 3 条—第 8 条）

第 2 節 プロジェクト・チーム（第 9 条—第 1 5 条）

第 3 章 教育委員会事務局内横断会議（第 1 6 条—第 1 9 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 第 2 項に規定する本部及びプロジェクト・チームの設置についての基準並びに教育委員会事務局内横断会議の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「本部」とは、規則第 2 条の 2 第 1 項の規定により臨時又は特別の事務を処理させるための組織として置く本部をいう。

2 この規程において「プロジェクト・チーム」とは、規則第 2 条の 2 第 1 項の規定により臨時又は特別の事務を処理させるための組織として置くプロジェクト・チームをいう。

3 この規程において「教育委員会事務局内横断会議」とは、前 2 項に規定

するもののほか、教育総務部及び学校教育部（以下「両部」という。）の連携を図り、行政課題を効果的に解決するために設置する会議その他の組織をいう。

第2章 上尾市教育委員会事務局組織規則の規定により特例的に置かれる組織

第1節 本部

（設置の基準）

第3条 本部は、原則として両部に関連する臨時又は特別の事務のうち、次の各号のいずれかに該当する事務を処理させる場合に設置するものとする。

- (1) 非常災害等緊急事態に対応するための事務
- (2) 一定期間特定の重要施策を推進するための事務
- (3) その他上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めた事務

（設置の手続）

第4条 本部を設置しようとするときは、その所掌する事務の最も密接な関連を有する事務を所掌する部の長（以下この節において「担当部長」という。）が本部、プロジェクト・チーム、教育委員会事務局内横断会議設置申請書（別記様式）により、教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本部の設置の可否を担当部長に通知するものとする。

（設置規程の制定）

第5条 本部の設置は、訓令の形式による設置規程をもって定めるものとする。この場合において、教育長は、上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）第11条の規定にかかわらず、当該設置規程を制定し、又は改廃することについて、常時、教育委員会に代わって決裁することができる。

2 前項の本部の設置規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本部の設置、目的及び名称
- (2) 本部の所掌事務
- (3) 本部の構成
- (4) 本部の設置期間

- (5) 第7条の規定により補助組織を設置する場合にあっては、当該補助組織の所掌事務及び構成
- (6) 第8条の規定により作業部会を設置する場合にあっては、当該作業部会の所掌事務及び構成
- (7) 庶務を担当することとなる課（以下「庶務担当課」という。）
- (8) その他必要な事項
（本部の構成等）

第6条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、本部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部の事務に従事する。
（補助組織）

第7条 担当部長は、必要に応じ本部を補助する組織を設置することができる。

- 2 担当部長は、前項の規定による組織を設置しようとするときは、本部、プロジェクト・チーム、教育委員会事務局内横断会議設置申請書（別記様式）により、教育長に申請しなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助組織の設置の可否を担当部長に通知するものとする。
（作業部会）

第8条 担当部長は、実務的な見地から検討を行うため、関連する事務を所掌する組織の職員の参画を得て、作業部会を設置することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、作業部会の設置の手続について準用する。

第2節 プロジェクト・チーム

（設置の基準）

第9条 プロジェクト・チームは、重要な行政課題について、必要な知識、経験等を有する職員の参画を得てその解決を図ることが適当である場合に設置することができる。

(設置の手続)

第10条 プロジェクト・チームを設置しようとするときは、その所掌する事務の最も密接な関連を有する事務を所掌する部の長(次項において「担当部長」という。)が本部、プロジェクト・チーム、教育委員会事務局内横断会議設置申請書(別記様式)により、教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、プロジェクト・チームの設置の可否を担当部長に通知するものとする。

(設置規程の制定)

第11条 第5条第1項の規定は、プロジェクト・チームの設置について準用する。この場合において、「本部」とあるのは、「プロジェクト・チーム」と読み替えるものとする。

2 前項のプロジェクト・チームの設置規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) プロジェクト・チームの設置、目的及び名称
- (2) プロジェクト・チームの所掌事務
- (3) プロジェクト・チームの構成
- (4) プロジェクト・チームの設置期間
- (5) 庶務担当課
- (6) その他必要な事項

(プロジェクト・チームの構成等)

第12条 プロジェクト・チームに統括者(以下「リーダー」という。)、副統括者(以下「サブリーダー」という。)及び構成員(以下「メンバー」という。)を置くものとし、職員のうちから教育委員会が任命する。

2 リーダーは、プロジェクト・チームの事務を統括する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

4 メンバーは、プロジェクト・チームの事務に従事する。

(職務従事の形態)

第13条 リーダー、サブリーダー及びメンバーの職務従事の形態は、次のとおりとする。

(1) 現所属のまま、命を受けた期間専らプロジェクト・チームの事務に従事するもの

(2) 現所属のまま、必要の都度プロジェクト・チームの事務に従事するもの

(サービスの取扱い)

第14条 前条第1号の場合においては、リーダー、サブリーダー及びメンバーのサービス監督は庶務担当課の長が行い、その事務処理は当該庶務担当課が行うものとする。

2 前条第2号の場合においては、リーダー、サブリーダー及びメンバーのサービス監督はそれぞれの現所属長が行い、その事務処理は現所属課が行うものとする。

(庶務)

第15条 プロジェクト・チームの業務遂行に要する予算の執行その他当該予算に関する事務は、庶務担当課が行うものとする。

第3章 教育委員会事務局内横断会議

(設置の基準)

第16条 教育委員会事務局内横断会議は、原則として両部に関連する事務のうち、次の各号のいずれかに該当する事務を処理させる場合に設置することができる。

(1) 重要な施策を検討するための事務

(2) 重要な制度又は計画等を策定し、又は推進するための事務

(3) その他教育長が特に必要と認めた事務

(設置の手續)

第17条 教育委員会事務局内横断会議を設置しようとするときは、その所掌する事務の最も密接な関連を有する事務を所掌する部の長（次項において「担当部長」という。）が本部、プロジェクト・チーム、教育委員会事務局内横断会議設置申請書（別記様式）により、教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、教育委員会事務局内横断会議の設置の可否を担当部長に通知するものとする。

(教育委員会事務局内横断会議の構成等)

第18条 教育委員会事務局内横断会議は、関連する事務を所掌する職員によって構成する。

2 教育委員会事務局内横断会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

3 委員長は、教育委員会事務局内横断会議の事務を掌理し、教育委員会事務局内横断会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員は、教育委員会事務局内横断会議の事務に従事する。

(準用)

第19条 第5条、第7条及び第8条の規定は、教育委員会事務局内横断会議について準用する。この場合において、「本部」とあるのは、「教育委員会事務局内横断会議」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(現に設置している委員会等の設置の可否の検討)

2 この訓令の施行の際現に訓令、要綱その他の規程の形式により設置された本部、プロジェクト・チーム又は教育委員会事務局内横断会議その他の第3条各号、第9条又は第16条各号に掲げる事務を処理させるための職員が集合する会議(以下「本部等」という。)については、令和3年度の末日までにその設置の可否を検討するものとし、同日までにおける当該本部等の設置及び運営については、なお従前の例による。

別記様式（第4条、第7条、第10条、第17条関係）

本部、プロジェクト・チーム、教育委員会事務局内横断会議設置申請書
年 月 日

（宛先）

教育長

部長

上尾市教育委員会における本部及びプロジェクト・チーム並びに教育委員会事務局内横断会議の設置の手續等に関する規程（第4条第1項、（第8条第2項において準用する）第7条第2項、第10条第1項、第17条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
設置目的	
所掌事務	
設置区分 (いずれかに○)	1 本部（補助組織、作業部会） 2 プロジェクト・チーム 3 教育委員会事務局内横断会議（補助組織、作業部会）
構成 (本部は所属・職名、プロジェクト・チームは氏名・専従非専従の別)	総数 _____人 1 本部長（リーダー、委員長） 2 副本部長（サブリーダー、副委員長） 3 本部員（メンバー、委員）
設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助組織 (いずれかに○)	1 置く 総数 _____人 2 置かない (所掌事務及び構成案を添付してください)
作業部会 (いずれかに○)	1 置く 総数 _____人 2 置かない (所掌事務及び構成案を添付してください)
事務従事形態 (プロジェクト・チーム)	1 専従(_____人) 2 非専従(_____人)
庶務担当課	
備考	

提案理由

上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号）第2条の2の規定に基づき、臨時又は特別の事務を処理させるために設置する教育委員会事務局の本部又はプロジェクト・チームに関し、その基準等を定めたいので、この案を提出する。

議案第 10 号

令和 3 年度当初教職員人事異動に係る内申について

令和 3 年度当初教職員人事異動について、下記のとおり、埼玉県教育委員会に内申する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

- 1 人事異動の実施日 令和 3 年 4 月 1 日
- 2 内申の内容 別冊「令和 3 年度当初学校管理職員人事異動
(案)」のとおり

提案理由

市立学校の校長及び教頭に係る令和 3 年度当初人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条の規定に基づき、埼玉県教育委員会に内申したいので、この案を提出する。